

第 1 1 章 併 用 方 式

第1節 併用方式の基準

【基準事項】

- 1 配水管等からの分岐引込みは、原則として1分岐とし、宅地内で直結方式系統及び受水槽方式系統の系統別に分岐すること。
- 2 直結方式と受水槽方式の各系統の区分を明確にし、両系統を連結してはならない。
- 3 同一階での直結方式と受水槽方式の併用又は1階を受水槽方式、2・3階を直結方式、4階以上を受水槽方式で給水する等、配管形態が輻輳する給水形態は原則として避けること。
- 4 併用方式は、本要綱における直結方式及び受水槽方式のそれぞれの基準に準じて取り扱う。
なお、併用方式で、直結増圧方式及び4・5階への直結直圧方式により給水する場合は、第8章「中高層建物直結給水施工基準」を併せて適用するものとする。

第2節 併用方式の事前協議及び申込手続き

【基準事項】

- 1 事前協議
 - (1) 併用方式で給水しようとする者は、設計に先立ち、給水装置工事設計協議書〔要綱様式第1-1号～要綱様式第1-4号〕を2部作成し、管理者と協議した後において設計にあたること。
 - (2) 協議内容
当該建築物の計画使用水量、配水管口径及び水圧等に基づく水理計算により、前号の給水装置工事設計協議書の記載項目について特に留意し協議を行う。
 - (3) 併用方式で、直結増圧方式及び4・5階への直結直圧方式により給水する場合は、第8章「中高層建物直結給水施行基準」に基づき協議を行うこと。
- 2 申込手続
 - (1) 併用方式を行う場合、1申込書で申請すること。
 - (2) 設計審査及び工事検査手数料は、第13章第4節「設計審査及び工事検査手数料」に準じて取り扱う。

第3節 併用方式の設計及び施工

【基準事項】

1 設計

- (1) 宅地内若しくは建築物内において、直結方式系統及び受水槽方式系統又はその他の配管系統間におけるクロスコネクション（誤接合）等の事故を防止する配管形態とすること。
- (2) 受水槽への給水管には、配水管及び直結方式系統への影響を考慮し、定流量弁等を設置すること。
- (3) 受水槽への給水管に設置するメーター口径（各戸メーター方式の場合は、メーター代用管口径）は、受水槽への給水量に応じたものを選定すること。

2 施工

- (1) 併用方式の維持管理を容易にするため、直結方式系統及び受水槽方式系統の識別を次のとおり実施すること。

ア 配管

直結方式系統には赤色、受水槽方式系統には青色のビニルテープを見易い部分に適当な間隔で巻き付けること。

イ 止水栓

直結方式系統に設置する止水栓が識別できるようにすること。

ウ 仕切弁

仕切弁ボックス内部に直結方式系統又は受水槽方式系統を識別できる表示板等を設置すること。

- (2) 当該建築物の給水方式が受水槽方式又は併用方式かを明示するための銘板を、維持管理上の見易い場所（受水槽周辺等）に取り付けること。

[参考] 給水方式識別表示銘板 (例)



